

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田外国債券ファンド
繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 明治安田外国債券ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2000年3月24日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは投資信託約款上で定める受益権の総口数（10億口）を下回る状態が長く続いており、受益者の皆さまに負担していただくコストに見合った十分なサービスの提供が困難になる懸念があります。よって、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

よって、当ファンドにつきまして、投資信託約款の規定に基づき、異議申立による繰上償還（信託終了）を予定しておりますのでお知らせします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド
- 追加型証券投資信託
- 明治安田外国債券ファンド

2. 日程について

① 受益者の確定日	: 2026年7月24日 (2026年7月22日までに申込みをされた受益者に限る)
(電子公告開始 2026年7月23日)	(弊社ホームページ (https://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
② 異議申立期間	: 2026年7月24日から2026年8月26日まで (弊社必着)
③ 判定日	: 2026年8月27日
④ 異議申立受益者の買取請求期間	: 2026年9月11日から2026年9月30日まで
⑤ 繰上償還（信託終了）日	: 2026年12月4日（予定）

- ※ 解約申込は2026年12月2日まで通常通り受け付けます。
- ※ 解約申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に該当する場合には、申込みの受付を行いませんのでご注意下さい。
- ※ 販売会社によっては解約申込の受付最終日より前に、解約申込の受付を中止する場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

3. 異議申立の判定

2026年7月24日から2026年8月26日（弊社必着）までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2026年7月24日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り繰上償還（信託終了）を行います。

また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、繰上償還（信託終了）が中止されます。この場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、かつ2026年7月24日現在における知られたる受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、繰上償還（信託終了）の決定（2026年8月27日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記へお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以 上

お申込の際は、前記の内容につきまして、ご注意くださいようお願い申し上げます。